【保育料の無償化に伴う給食費について】

- 令和元年 10 月からの保育料の無償化により、保育料のお支払いは必要なくなりましたが、給食費(主食費・副食費)については、保護者負担が原則とされています。
- なお、無償化の実施前は、3 歳から 5 歳の子どもの副食費(おかず、おやつ等)は毎月の保育料に含まれていましたが、令和元年 10 月以降は別途、 保護者の皆さまにご負担いただきます。



